

## 決議 7.12 \*

### 附属書 I および II の両方に個体群が掲げられている分類群の標本の取引に際してのマーキングの要件

第 7 条 4 項が、商業的目的で飼育下で繁殖させた附属書 I の種の標本の国際取引は規制されるべきであると、特に規定していることを認識し、

また締約国会議は、締約国が承認されたランチング事業—第 11 回締約国会議（ギギリ、2000 年）で採択され、第 14 回および第 15 回締約国会議（ハーグ、2007 年；ドーハ、2010 年）で改正された決議 11.16（Cop.15 で改正）—によってもたらされた標本の商業的な取引を許可する権利を確立したことを認識し、

差異のある規制の適用を推進するために、ランチングまたは飼育繁殖による標本にマーキングを施すシステムは、実用的かつすべての締約国が容易に施行可能である必要があることを自覚し、

これまでの会議において、締約国会議がランチングおよび飼育繁殖事業から生じる取引の規制の問題は、それ

ぞれ個別に取り組んでいることに留意し、

条約締約国会議は

次のように勧告する。

- a) 生きた標本の識別について、標識タグやバンド、そのほか特殊な標示のついたラベルをつける、または動物の体の一部にマーキングを施すことは、当該標本に対する人道的な扱い、標本の安全、および標本の自然の行動を考慮して行う。
- b) ランチングまたは飼育下で繁殖された動物の部分や派生物について、事務局は、個々の締約国の要請に応じて、適切にコードを施したタグまたはスタンプを購入、配布し、その費用はそれらを使用する締約国から回収されること。 ■

\* 第 9 回締約国会議で改正され、第 14 回締約国会議後に事務局により訂正され、さらに決定 14.19 および第 58 回常設委員会で採択された決定に従い改正。さらに、第 15 回締約国会議で改正。